

合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書

平成の大合併に伴い、大きくなった市町村が地域間の生活基盤の格差を埋める施設整備などに充てる目的で、合併後10年間に発行する合併特例債については、その元利償還金の70%を、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入することとされております。

しかし、その後に発生した東日本大震災の教訓から、多くの合併市町村では、各種の建設事業計画を見直し、耐震、対災害機能を強化したことにより、特例債の発行期間内で事業が終了できそうにないということで、合併特例債の発行期間を東日本大震災の被災地を除く合併市町村に対して、5年間（平成18年度～平成32年度）延長されております。

さらにその後のアベノミクス効果による建設事業の増大や東日本大震災の復興の促進、2020年の東京オリンピックの決定に伴う関連施設整備など建設需要の増大により、建設資材の高騰や技術者の不足がみられ、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念されます。

よって政府におかれましては、この合併特例債の発行期限を東日本大震災の被災地と同様に、さらに5年間、平成37年度まで延長されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月18日

尾 道 市 議 会

関係行政庁あて